

《参考》 主な改正内容

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

- ・国の告示に示された加算及び単位数を基に設定
- 高齢者虐待防止未実施減算を新設
- 業務継続計画未策定減算を新設（但し、令和7年3月31日までは減算しない）
- 事業所と同一建物等の利用者へのサービス提供減算の区分を増設
- 口腔連携強化加算を新設
- 介護職員処遇改善加算の区分（IV、V）を削徐
- *基本単位数において、国基準に新設の“1回につき”単位は使用しない。

(2) 生活援助型訪問サービス（基準緩和サービス）

- ・介護予防訪問介護相当サービス費の加算及び単位数に準じて設定。
- 高齢者虐待防止未実施減算を新設
- 業務継続計画未策定減算を新設（但し、令和7年3月31日までは減算しない）
- 事業所と同一建物等の利用者へのサービス提供減算の区分を増設
- 介護職員処遇改善加算の区分（IV、V）を削徐

(3) 介護予防通所介護相当サービス

- ・国の告示に示された加算及び単位数を基に設定。
- 運動器機能向上加算を基本報酬に包括化
- 高齢者虐待防止未実施減算を新設
- 業務継続計画未策定減算を新設
- 事業所が送迎を行わない場合の減算を新設（同一建物減算と重複減算しない）
- 運動器機能向上加算の基本報酬包括化による選択的サービス複数実施加算の改変
- 事業所評価加算の廃止
- 介護職員処遇改善加算の区分（IV、V）を削徐
- *運動型通所サービスとの併用を不可とする。

(4) 運動型通所サービス（基準緩和サービス）

- ・介護予防通所介護相当サービス費の加算及び単位数に準じて設定。
- 運動器機能向上加算を基本報酬に包括化
- 高齢者虐待防止未実施減算を新設
- 業務継続計画未策定減算を新設
- 事業所が送迎を行わない場合の減算を新設（同一建物減算と重複減算しない）
- 介護職員処遇改善加算の区分（IV、V）を削徐
- *介護予防通所介護相当サービスとの併用を不可とする。

(5) その他

- *各サービス共、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日まで使用可能とし、翌令和6年6月1日から統合しての改定を予定する。